

二輪車リサイクルシステム 販売店マニュアル

2011年10月新システム



Motorcycle Recycling

廃棄二輪車取扱店

乗らなくなったら、再資源化。
オートバイを愛する人たち
みんなの責任です。



CONTENTS

●はじめに

本マニュアルは、廃棄二輪車取扱店がお客様から処理再資源化を依頼された廃棄二輪車を、製造事業者等が実施する二輪車リサイクルシステムに引渡す際に、必要な手順を説明するものです。

◇二輪車業界に求められていること

わが国の経済発展とともに重要な課題として、消費社会がもたらした廃棄物の問題があります。二輪車においても年間2万台を超える不法投棄や路上放置車両が発生していると推定され、我々二輪車業界の責務として不法投棄や路上放置を防止するとともに、廃棄二輪車の適正な再資源化(リサイクル)が求められています。

2001年の資源有効利用促進法の改正により、原付、二輪車を含む自動車はリサイクルの対象製品となっています。

◇二輪車リサイクルシステム自主取組みについて

国内製造事業者4社及び参加輸入事業者(以下、製造事業者等)は、2004年10月より、国内に販売した二輪車が廃棄二輪車となった際に、適正に処理再資源化を行う目的で二輪車リサイクルシステムを運営し、二輪車の再資源化にご理解をいただいた廃棄二輪車取扱店の協力により、自主取組みとして安定的な運用を行っています。国からもセーフティーネットとして高い評価を得ており、多くの自治体が二輪車リサイクルシステムを住民に案内し活用しています。

制度開始から7年を迎える2011年10月からは、制度開始前に国内で販売し、二輪車リサイクルマーク(以下、Rマーク)が貼付されていない車両についても、廃棄時にリサイクル費用を徴収することなくリサイクルを実施いたします。それに伴い、使用済み二輪車の品質評価(査定)の公平性が大変重要となることから、(一社)全国軽自動車協会連合会(以下、全軽自協)のホームページにて公表する廃棄二輪車取扱店を、(一社)自動車公正取引協議会(以下、公取協)会員といたしました。

お客様からより一層の信頼を得ることができる二輪車業界を目指し、皆様の一層のご理解とご協力を願っています。



1. 二輪車リサイクルシステムの概要

- 1-1 二輪車リサイクルシステムの概要 2
- 1-2 二輪車リサイクルシステムのフロー図 2~3

2. 廃棄二輪車取扱店の業務

2-1 使用済み二輪車の引取り相談

- ステップ1. 二輪車リサイクルシステムを利用するかどうかの確認 5
- ステップ2. リサイクルを希望する場合に負担いただく料金の説明 5
- ステップ3. 排出手続きに必要な書類等の説明 6
- ◇ 使用済み二輪車の引取り相談に関するQ&A 7

2-2 持込み車両の確認

- ステップ1. 引取対象車両かどうかの確認 8
- ステップ2. 引取基準の具備を確認 9
- ◇ ちょっとひと息 二輪車リサイクルマーク(Rマーク)について 9

2-3 二輪車リサイクル管理票の取扱いと車両の引取り

- ステップ1. 二輪車リサイクル管理票の説明 10~11
- ステップ2. リサイクル管理票の起票依頼 12~13
- ステップ3. 記入済み管理票の確認と車両の引取り 14~15

2-4 指定引取場所への引渡し

- ステップ1. 指定引取場所への運搬 16
- ステップ2. 車両の引渡し 17
- ステップ3. 二輪車リサイクル管理票控の受取り 17

3. 事業者の廃棄二輪車について

- 3-1 事業者の廃棄二輪車 18
- 3-2 事業者収集運搬依頼管理票の運用 18~19
- 3-3 事業者収集運搬依頼管理票の記入と運用 20~21

- ◇ 問合せ・確認先等一覧 22~23
- ◇ 二輪車リサイクル参加事業者一覧 24

二輪車リサイクルシステムの概要

廃棄二輪車取扱店の業務

使用済み二輪車の引取り相談

持込み車両の確認

二輪車リサイクルの取扱い

事業者による二輪車について

問合せ・確認先等一覧

注文書申請書

二輪車リサイクル参加事業者一覧



1. 二輪車リサイクルシステムの概要

1-1 二輪車リサイクルシステムの概要

- ◎廃棄物処理法の特例である広域認定制度(製造事業者等)と広域廃棄物処理指定業の指定(廃棄二輪車取扱店)を組み合わせ、使用済み二輪車の所有者が排出しやすいシステムとしています。
- ◎本システムは廃棄二輪車取扱店が、お客様の使用済み二輪車を査定し、中古車や中古部品として再利用(リユース)できない車両を廃棄二輪車として引取り、製造事業者等が設置した指定引取場所に廃棄二輪車の引渡しを行います。指定引取場所に引渡された廃棄二輪車は、処理再資源化施設で適正に再資源化(リサイクル)されます。
- ◎本システム開始以降に製造事業者等が国内に販売した二輪車には、Rマークを貼付し、廃棄時にリサイクル料金を徴収しない仕組みとしています。2011年10月以降は、再資源化の更なる促進、不法投棄の防止のために、Rマークが貼付されていない車両も、廃棄時にリサイクル料金を徴収せず、リサイクルを行うこととしました。
- ◎本システムでは、廃棄二輪車を指定引取場所まで運搬する料金は、排出者に負担していただきます。
- ◎廃棄二輪車の物流・情報管理を、二輪車リサイクル管理票に基づき行います。

廃棄二輪車取扱店とは

廃棄物処理法施行規則第二条第四号及び第九条第四号にて、「廃自動車及び廃原動機付自転車」を処理する者として指定された全軽自協が管理する「廃棄二輪車取扱店名簿」に登録されている二輪車販売店をいいます。廃棄二輪車取扱店証(店頭掲示ステッカー)を必ず店頭掲示してください。廃棄二輪車取扱店は、廃棄物処理業の許可を取ることなく、お客様の廃棄二輪車を、収集・運搬することができます。廃棄二輪車取扱店は、全軽自協ホームページ又はコールセンターにて紹介します。

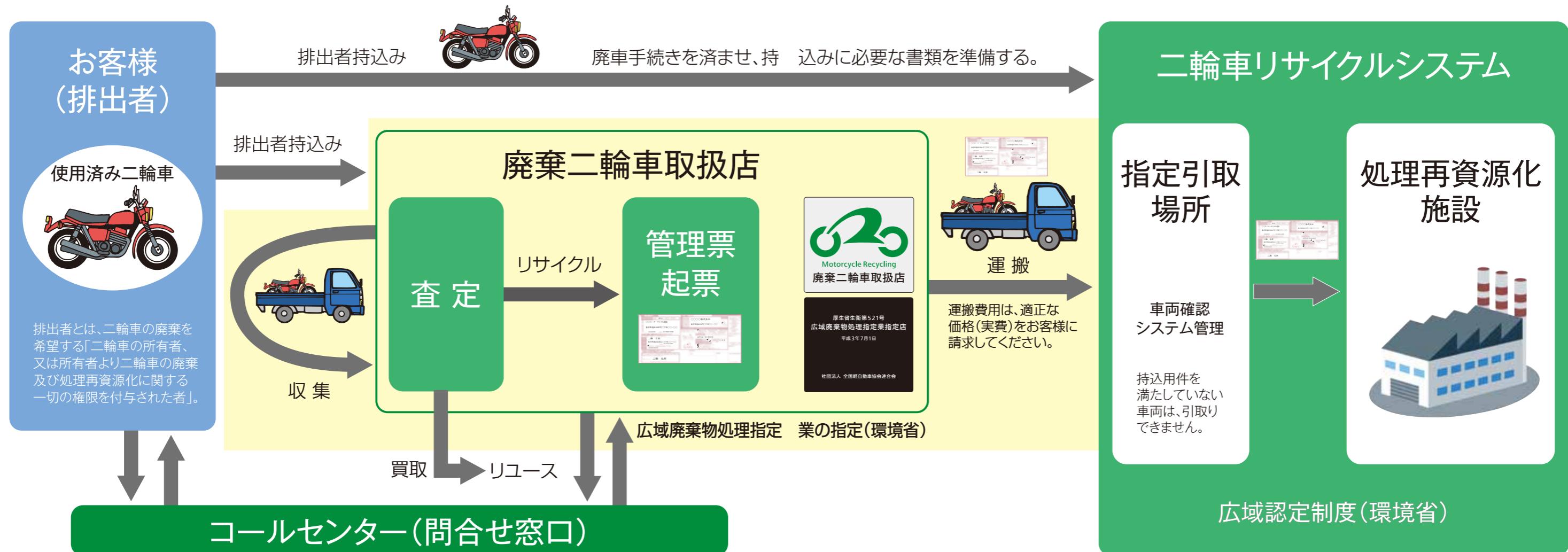
廃棄二輪車とは

所有者が廃棄を決め、廃車手続きが完了した二輪車です。

広域認定制度とは

循環型社会形成推進基本法の制定、資源有効利用促進法の改正により、製品の製造事業者等によるリサイクルの促進が求められるようになりました。(拡大生産者責任)
このため、環境省令で定める廃棄物の処理を当該製品の製造事業者等が広域的に行なうことを認定し、廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする廃棄物処理法の特例制度です。
(一般廃棄物:法第九条の九、産業廃棄物:第十五条の四の三)

1-2 二輪車リサイクルシステムのフロー図

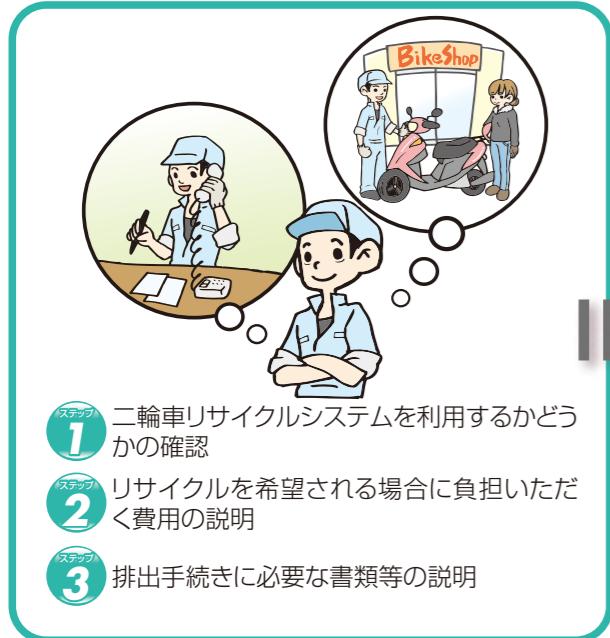




2. 廃棄二輪車取扱店の業務

以下の手順に沿った業務を行なってください。

2-1 使用済み二輪車の引取り相談 (P5~7)



2-2 持込み車両の確認 (P8~9)



2-3 二輪車リサイクル管理票の取扱いと車両の引取り(P10~15)



2-4 指定引取場所への引渡し (P16~17)

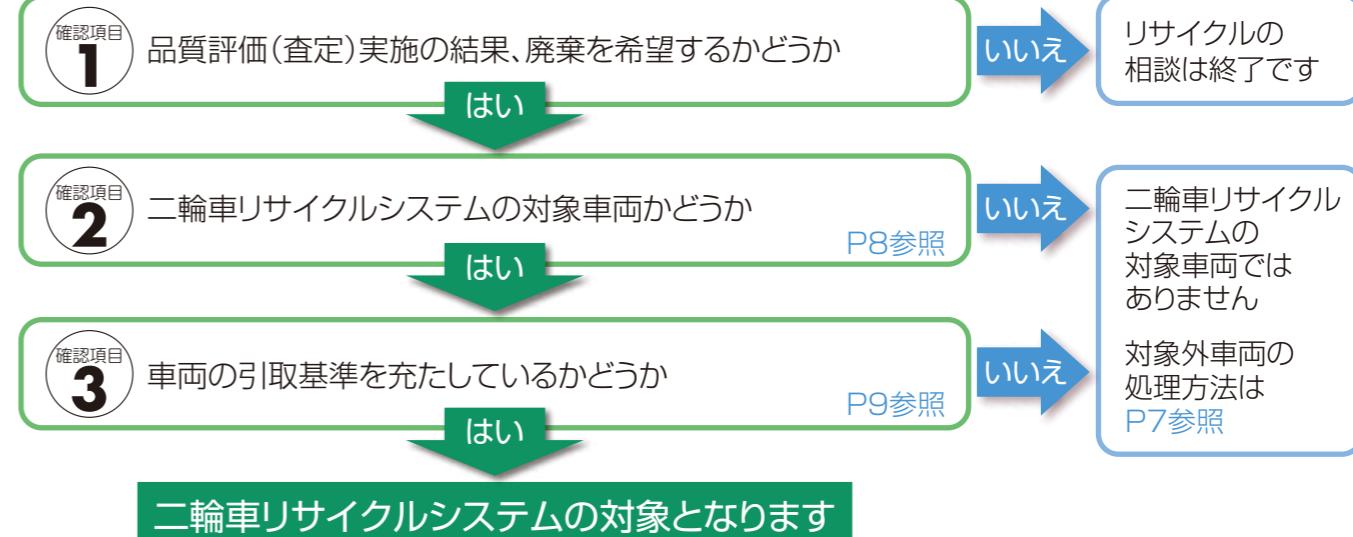


2-1 使用済み二輪車の引取り相談

廃棄二輪車取扱店は、お客様(排出者)から使用済み二輪車の引取依頼があった場合、自ら販売した二輪車、販売していない二輪車を問わず、相談を受付けます。

1 二輪車リサイクルシステムを利用するかどうかの確認

確認する内容



2 リサイクルを希望する場合に負担いただく料金の説明

廃棄二輪車のリサイクル料金

廃棄時にリサイクル料金を徴収することはありません。

留意点

- ①Rマーク有車は、メーカー希望小売価格にリサイクル費用の一部を織込んでおり、廃棄時に新たな料金の負担はありません。
- ②Rマーク無車であっても、システム開始から7年後の2011年10月以降に、指定引取場所に持込まれた車両について、リサイクル料金を徴収しないことを国と合意しています。
(経済産業省3R政策・廃棄物処理リサイクルガイドラインにて公表済み)

指定引取場所までの運搬料金

廃棄二輪車取扱店が、排出者が持込んだ廃棄二輪車を指定引取場所まで運搬する料金は、自店にて適正な料金(実費)を設定し、請求してください。

排出者から引取り(収集)を依頼された場合も、別途、適正な収集料金を請求してください。

留意点

- ①収集・運搬料金について、あらかじめ、排出者に提示してください。
- ②排出者が、直接、指定引取場所へ持込むことになった場合、直接持込の要件を、コールセンターで確認するよう、案内してください。

排出手続きに必要な書類等の説明

説明する内容

1. 所有者が判る書類が必要となります。

| | 原付 | 軽二輪 | 小型二輪 |
|------------------|----------------|---------------------------------|-------------|
| 廃車手続きが完了している場合 | 廃車申告受付書 | 軽自動車届出済証返納済確認書 | 自動車検査証返納証明書 |
| 廃車手続きが完了していない場合 | 標識交付証明書 | 軽自動車届出済証 | 自動車検査証 |
| 登録・届出関連書類を紛失した場合 | 自賠責保険証明書、納税証明書 | 排出者の名前が記載してある場合は、所有者確認書類とみなします。 | |

※書類を全て紛失した場合や競技用車両の場合はP7参照

2. 所有者本人が排出者となり、手続きを行うことが原則です。

車両の所有者本人が持込めるか、確認をしてください。

車両の所有者以外の方が持込みを希望する場合は、

- ・業務用車両等で法人名や代表者名で登録された車両を、従業員が処分する場合

- ・所有者の家族の場合

- ・譲渡を受けた者が、名義変更を怠って使用していた場合

上記の他、ローンが未完済で所有権が留保されている場合、盗難車両等である場合が考えられます。

このため、「所有者より廃棄及び処理再資源化に関する一切の権限を付与された者」として、所有者との間に問題が生じた場合の全責任を負う旨の誓約文に、店頭で署名をいただけるか確認をお願いします。(拒む場合は引取りを断って下さい。)

留意点

盗難車両、ローン未完済車両の場合は、原則として引取りを断って下さい。

但し、貴店がその事実を知らず、排出者が誓約文に署名をした場合はこの限りではありません。

※個人の土地等(私有地)に放置された車両を処理する場合はP7参照

3. 排出者の身分証明書が必要となります。

免許証、健康保険被保険者証等、個人を特定する番号が付与された身分証明証(社員証、学生証可)を持参いただくよう案内してください。

4. 廃車手続きが完了していない車両の場合、指定引取場所に持込む前に、廃車手続きが必要となることを案内してください。

※廃車手続きは、一時抹消ではなく永久抹消手続きをお願いします。



使用済み二輪車の引取り相談に関するQ&A

Q 何故、本システムに参加する製造事業者等の製品以外は、このシステムで処理再資源化ができないのか。

A 二輪車は、資源有効利用促進法にて、再資源化を求められている製品ですが、自動車や家電製品のような個別法による規制は受けていません。

このため、自主的に再資源化を行う趣旨に賛同した製造事業者等16社が本システムを準備し、運営コストを負担すると併に、再資源化費用の一部を製品価格に織込み、廃棄時に新たなリサイクル費用を徴収することなく、二輪車の再資源化を促進することとなりました。

また、廃棄物となった二輪車を収集・運搬し再資源化を行うためには、廃棄物の取扱いに関する業の許可が必要ですが、本システムに参加する製造事業者等については、環境省より、廃棄物処理法の特例である広域認定制度の活用が認められ、各社が環境省に申請し許可された製品に限つて、業の許可無く、収集・運搬し処理再資源化を行うことが認められています。

従って、本システムに参加しない事業者の製品を取扱うことはできません。

Q 本システムの対象外車両や引取基準を満たさない車両について、廃棄を依頼された場合はどうすればよいのか。

A 廃棄二輪車取扱店は、広域廃棄物処理指定業の指定を受けているため、利益を目的とせず、全ての廃棄二輪車の収集・運搬を行うことが認められています。一般廃棄物(個人使用車両)の場合、解体業者へ引渡すことが可能です。産業廃棄物(業務用車両)の場合、排出者が交付した産廃マニフェストに記載された産廃業者に持込まなければなりません。

Q 産業廃棄物収集運搬業者から運搬を依頼された場合、誓約文に署名してもらえば引取ってよいのか。

A 断ってください。

廃棄物処理法上、産廃業者が委託を受けた廃棄物を、廃棄二輪車取扱店に持込むことはできません。

Q 登録書類の無い競技車両や書類を紛失した車両の場合は引取れないのか。

A 貴店が販売し、所有者が明確な車両については、貴店の顧客管理台帳、売買契約書の写しをもとに処理を受付けてください。貴店が販売していない車両の場合、コールセンターに相談するよう案内してください。コールセンターが確認し引取りを承諾する場合、コールセンター確認書を排出者に発行します。コールセンター確認書を所有者確認書類として引取ってください。

Q 個人の土地に放置された車両の引取り相談を受けたが、どうすればよいのか。

A コールセンターに相談をするよう案内してください。コールセンターが警察への相談経緯等を確認し、引取りを承諾した場合、コールセンター確認書を土地所有者に発行します。コールセンター確認書を所有者確認書類として引取ってください。

持込み車両の確認

公取協が推奨する査定制度に基づき、適正な品質評価を行ってください。

品質評価の結果、お客様(排出者)がリサイクルを希望した際には、本システムの対象車両であるかどうかの確認を行います。

※最初からリサイクルを希望する場合、品質評価の必要はありません。

引取対象車両かどうかの確認

本システムに参加する製造事業者等の車両かどうか、二輪車リサイクルシステム参加事業者一覧で確認してください。(事業者名・事業者コード・ブランド)

P28参照

引取対象となる車両

- ①本システムに参加する製造事業者等が国内に販売した二輪車。(輸入車については、当該輸入事業者が指定するブランドに限る)
- ②原動機を有する二輪の自動車、及び50J以下又は定格出力0.6kW以下の原動機付自転車。ただし、競技専用車両(ロード、モトクロス等)は引取対象となります。
- ※電動二輪車は引取対象となりますが、搭載する小型二次電池や充電器は引取対象となりません。



引取対象外の車両(一例)

- ①車両本体に付属する側車部分^{注1}
- ④電動アシストサイクル
- ⑦スノーモービル
- ②ATV(バギー車)
- ⑤電動キックボード
- ⑥著しい改造車(不正改造車)
- ③ミニカー
- ⑧電動車いす



注1:サイドカーの側車部分。ただし、車両本体と側車が一体式の場合は、車両本体も対象外。

引取基準の具備を確認

二輪車としての形を保ち、車台番号の判別が可能である車両。

具体的な基準内容

- ◎ハンドル・車台(燃料タンクを含む)・エンジン・前後輪(ホイール)が一体となっている状態。
- ◎可動・不可動は問いません。
- ◎タイヤ、シート、ボディカウル、グリップラバー、レバー・ペダル類、スイッチ類、バックミラー、ライト類等の一部欠損は可。
- ◎オイル・ガソリン等の漏れが無いこと。(漏れがある場合は抜取ること)
- ◎付属品(車載工具・取扱説明書等)以外の不要物(ゴミ類、ヘルメット、防犯ロック類等)は収納スペースから撤去すること。
- ◎後付部品(トップボックス、サイドバック、風防、ETC・ナビ・オーディオ等の機器類、バックレスト等)は取外すこと。
- ◎カギが有る車両はカギをつけること。
- ◎車台番号は錆や泥等を除去し、確認しやすくすること。
- ◎電動二輪車に搭載される小型二次電池(動力用充電電池)は、必ず取外すこと。

留意点

- ①二輪車はリサイクルを前提に環境負荷物質の削減に取組んでいます。原材料が不明な異物や後付部品が混入すると、適切に再資源化ができなくなる可能性があります。また、処理再資源化施設に悪影響を及ぼす可能性もあるため、必ず撤去、取外しをお願いします。
- ②二輪車リサイクルの処理再資源化施設では、小型二次電池の再資源化ができません。小型二次電池は、当該電動二輪車の製造事業者等が指定する方法で、適正に処理してください。



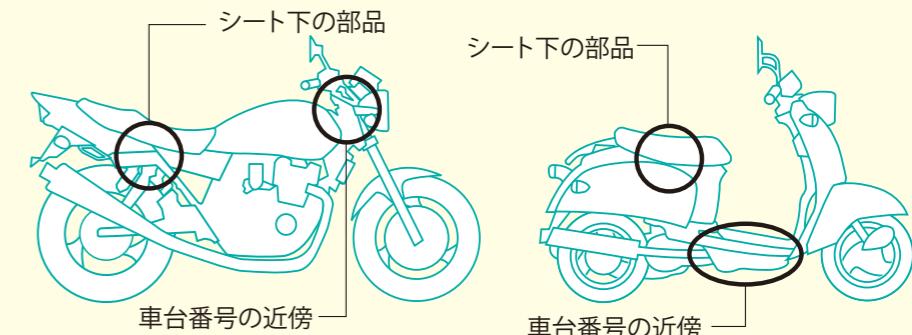
ちょっとひと息

二輪車リサイクルマーク(Rマーク)について



事業者コード

Rマークには製造事業者等をあらわす事業者コード(3ケタ)を表示しています。
二輪車リサイクル管理票を記入する際に使用します。また、指定引取場所にて、管理票記載事項と車両を照合する際にも使用します。
同一ブランドの製品を、異なる製造事業者等が販売している場合がありますので、Rマークに記載の事業者コードを必ず確認してください。



Rマーク有車かどうか不明の場合、各社問合せ先(P28参照)にて確認してください。国内4メーカーは、ホームページで検索できます。(確認・検索には車台番号が必要です。)

2-3

二輪車リサイクル管理票の取扱いと車両の引取り

二輪車リサイクル管理票についての説明を行い、車両を引取ります。

1 二輪車リサイクル管理票の説明

まず、管理票の機能について排出者に説明してください。

二輪車リサイクル管理票の機能

二輪車リサイクル管理票は、排出者から廃棄希望二輪車を引取り、適正に再資源化を行う上で重要な2つの機能を備えています。

【約款】

排出者と廃棄二輪車取扱店および製造事業者等に関する約束事項を示しています。

特に事業者が廃棄する場合、廃棄物処理法に則り、産業廃棄物処理委託業務の内容を定める役割をもっています。

【物流・処理情報の管理】

運搬が確実に行われ、適切な再資源化が行われた情報を管理します。廃棄物の帳簿に代わるものとして、5年間の保管が必要です。また、管理票に記載された情報は、指定引取場所においてインプットされ、電子情報として保管します。

指定引取場所に持込まれた廃棄二輪車の管理票番号は、JARCのホームページにて公表するとともに、最終処理状況の確認が必要となる産業廃棄物の排出者には、コールセンターへの問合せにより対応する仕組みとなっています。

留意点

- ①二輪車リサイクル約款は、後々のトラブルを防ぐため、排出者に提示し、再資源化に関する委託内容を確認していただきます。
- ②二輪車リサイクル管理票は、廃棄二輪車取扱店ごとに店名が印字されており、印刷されている販売店以外では使用できません。必ず自店のものであることを確認してください。

二輪車リサイクル管理票の構成

○二輪車リサイクル管理票は6枚つづりで、記入の手間を省くために複写タイプになっています。2枚目までは、排出者への注意事項と製造事業者等との約款、記入マニュアルで構成されています。



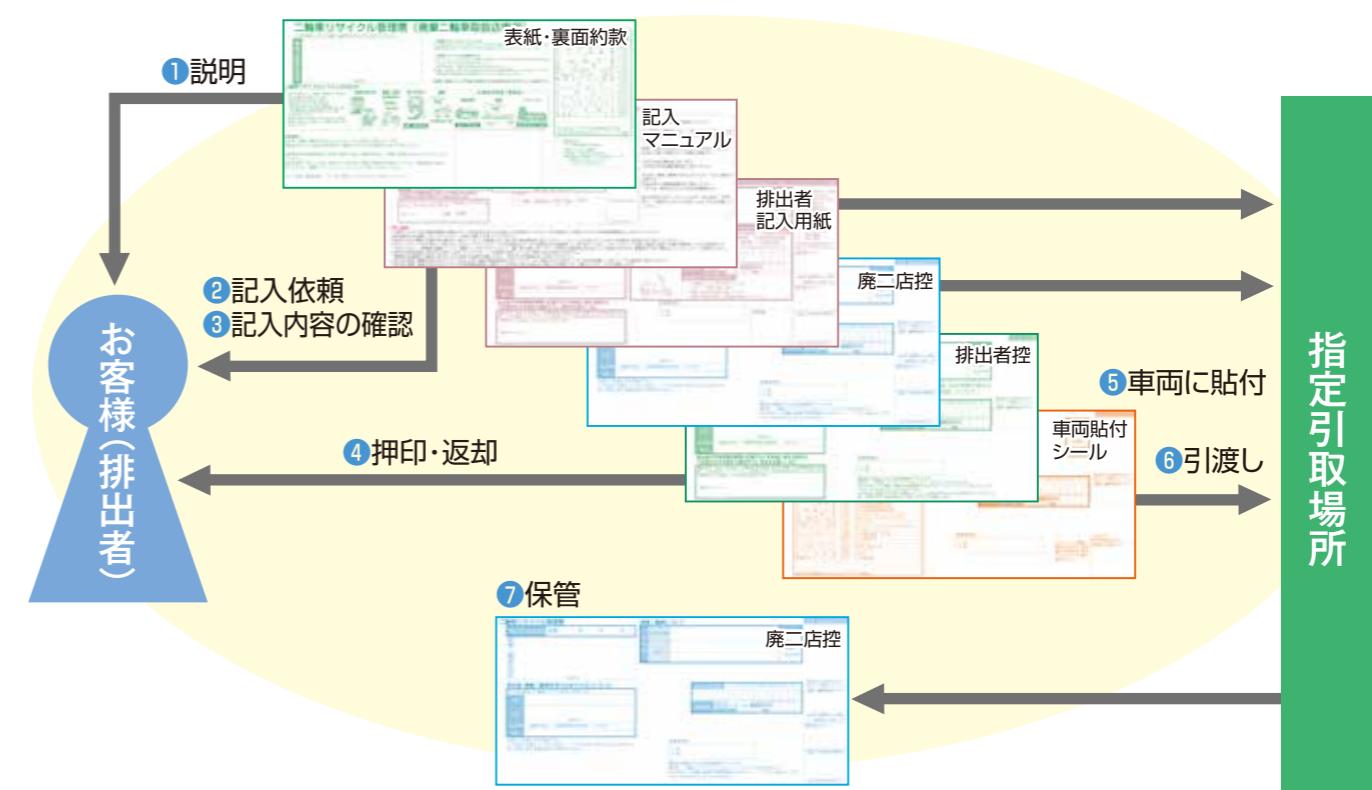
- 1枚目 表:概要・注意事項・参加事業者一覧
1枚目 裏:約款
2枚目 :記入マニュアル

○3枚目以降は、排出者情報と車両の情報を記載する管理票になっています。



- 3枚目:排出者記入用紙
4枚目:廃棄二輪車取扱店控
5枚目:排出者控
6枚目:廃二店・車両貼付用

二輪車リサイクル管理票の流れ



指定引取場所

①記入前の説明

1枚目(表紙・裏面約款)と2枚目(記入マニュアル)を排出者に渡します。
表紙の注意事項及び裏面の約款を必ず確認のうえ、記入マニュアルを参照し、排出者が記入するよう説明してください。

②二輪車リサイクル管理票の起票

排出者に、二輪車リサイクル管理票3枚目(排出者記入用紙)に必要事項を記入していただきます。
(4~6枚目に必要事項が複写されます。)

③記入済み管理票の確認

提示された所有者確認書類、身分証明書や車両の状態と、管理票に記入された内容に誤りがないか照合確認します。

④廃棄二輪車取扱店確認の押印と車両の引取り

廃棄二輪車と引換えに5枚目(排出者控)を切離し、受領印を押印し排出者に渡します。

⑤車両貼付用シールの貼付

引取った廃棄二輪車の車台番号、車両状態を再度確認し、6枚目(廃二店・車両貼付用)を車体の見やすい位置に貼付します。

⑥車両の引渡し

すみやかに、指定引取場所へ車両(廃棄二輪車)と二輪車リサイクル管理票3~4枚目と一緒に持込みます。
(原則1ヶ月以内)

⑦控の受取り保管

指定引取場所が、4枚目(廃棄二輪車取扱店控)に受領印を押印し返却しますので、持帰り、帳簿に代わるものとして必ず5年間保管します。(廃棄物処理法の保管義務)

ステップ
3

記入済み管理票の確認と車両の引取り

管理票のチェック

- ◎二輪車リサイクル管理票の記入を終えたら、所有者確認書類と排出者の身分証明書の提示を求め、廃棄二輪車取扱店チェック欄に、誤記や記入漏れがないかを確認します。

【排出者記入用紙】

◎間違いがなければ、確認項目に
レ点をつけ、確認者サイン欄に
サインをお願いします。

収集運搬費用の受領と車両の引取り、排出者控への押印と所有権移転の案内

- ◎廃棄二輪車の所有権は、当該車両の製造事業者等に移転され、車両の返却はできなくなることを排出者に伝え、車両を引取ります。
◎指定引取場所に持込まれた後、管理票番号がJARCのホームページに掲載されるので、確認いただくよう伝えてください。

【排出者控】

◎管理票のチェックを終えた
ら、排出者控の廃棄二輪車取
扱店欄に受領印を押印し、排出
者に返却し、3年間または5年
間(所有者区分による)、大切に
保管するよう伝えます。
◎事前にお知らせしている収集
運搬料金を、排出者に請求して
ください。

※事業者、自治体等からの排出の場合、別途、事業者収集運搬依頼管理票の起票が必要になります。

事業者からの排出に関する詳細はP18参照

車台番号の再確認と車両貼付用シールの貼付

【排二店・車両貼付】

◎廃棄二輪車を引取り後、再
度、車台番号に誤りがないかを
確認し、車両貼付用(シール)の
車両貼付者サイン欄にサイン
のうえ、車両の見やすい位置に
貼付します。



その他・管理票の取扱い

- ◎引取った廃棄二輪車は、速やかに指定引取場所へ持込んでください。(原則1ヶ月以内)
◎二輪車リサイクル管理票は、管理票番号と廃棄二輪車取扱店名がそれぞれ登録されており、利用実績に基づき在庫管理を行っています。大切に保管してください。
◎破損や書損などで利用しなくなった二輪車リサイクル管理票は、無効登録が必要になるため、コールセンターへ申請してください。 P24参照
◎二輪車リサイクル管理票は、専用注文用紙にてFAXで注文します。
注文してから発送されるまで、通常3稼働日程度かかりますので、早めに注文するようにしてください。 P24参照

二輪車リサイクル管理票の取扱いと車両の引取りに関するQ&A

Q 管理票を持帰って記入したいと言われたが、渡してもよいのか

- A 管理票には、廃棄二輪車取扱店の店名等が印刷され、システムにて管理しています。
事前に渡す必要がある場合は、お客様の氏名、連絡先を控え、必ず自店に持込むよう案内してください。
(他店では使用できません)

Q 事故で変形し、走行不能の車両を引取ってもよいのか

- A 事故車であっても、引取対象車両で引取基準を満たしていれば引取り可能です。

Q 部品(マフラー・ホイールなど)の廃棄を依頼されたが、本システムで引取ってもよいのか

- A 部品単体は、本システムでは引取れません。

Q ピザ屋から配達用車両の廃棄を依頼されたが、どのようにすればよいのか

- A 廃棄にあたって所有権の問題がないか確認し、事業者(所有者)本人以外からの排出となる場合、誓約文へのサインが必要となります。所有者が事業者であるため産業廃棄物となります。
収集・運搬にあたって、管理票以外に専用の事業者収集運搬依頼管理票を起票していただく必要があります。 P18~21参照

Q 自店在庫の中古車をリサイクルしたいが、どうすればよいのか

- A 自らが排出者となり処理することが可能です。所有者、排出者を代表者名とし、所有者確認書類欄には自店販売車両にチェックします(自店名義車両の場合、該当書類をチェックしてください)。所有者区分は「事業者」となり産業廃棄物となります。指定引取場所に持込む前に、永久抹消手続きを済ませてください。

Q 排出者から処理状況について確認を求められたが、どうすればよいのか

- A コールセンターに問合せるよう、案内してください。確認には管理票番号が必要になります。

Q 引取ったあの車両は、どのようにリサイクルされるのか

- A 環境省に届出している処理再資源化施設にて破碎し、金属は鉄、非鉄に分別、樹脂やタイヤ、廃油等は助燃剤等として再利用されます。一部施設では、分別したアルミを再び二輪車の素材とする再資源化も始まっています。

! 廃棄物処理法について-1

- ①管理票起票後の廃棄二輪車は、当該製造事業者等の所有物です。
- ②製造事業者等は、引取った廃棄二輪車を適正に再資源化する義務を負っています。
- ③排出者は、管理票番号にて処理状況を確認する義務を負っています。

廃棄二輪車取扱店は、絶対に以下の行為を行ってはなりません。

「廃棄二輪車の転売、譲渡、解体(部品取り)」

「自店以外の者による指定引取場所までの運搬」



2-4 指定引取場所への引渡し

二輪車リサイクルシステムにおいて、廃棄二輪車取扱店は、お客様(排出者)からの依頼を受けて廃棄二輪車を引取り、指定引取場所まで運搬する場合、廃棄物処理法に則った収集運搬業の許可を取得する必要はありませんが、廃棄物処理法上の収集運搬基準を遵守する義務を負っています。

1 指定取引場所への運搬



本システムにおける廃棄二輪車の運搬は、廃棄二輪車取扱店自らが行います。

- ◎積載物が飛散し、流出しないようにすること。
- ◎悪臭、騒音または振動等、生活環境の保全に配慮すること。
- ◎道路交通法に基づき、適正な荷姿で運搬すること。
- ◎積載に関し、ガソリン・オイル漏れがないよう、二輪車を正立させ、しっかりと固定すること。

※排出者からの依頼により収集を行う場合も、同様の注意が必要です。

留意点

- ①廃棄二輪車取扱店は、自店で設定する適正な収集運搬料金をご請求ください。
- ②収集運搬料金は、あらかじめ、排出者に提示してください。

廃棄二輪車保管時の注意事項

- ◎廃棄二輪車を保管する場合、廃棄二輪車取扱店自らが管理し適切に保管すること。
- ◎周辺の環境に配慮し、ガソリン・オイル等の漏れがないよう、正立させ保管すること。
- ◎保管中は、ハンドルをロックするなど、盗難等に留意して予防策を講じること。
- ◎油脂類による悪臭の発散、土壤汚染等を防ぐため、必要な措置を講じること。
- ◎保管中に廃棄二輪車を盗難された場合、速やかに警察へ届け出ること。その際、廃棄二輪車である旨を説明してください。
- ◎保管中に管理票を紛失した場合、必ずコールセンターへ連絡してください。

! 廃棄物処理法について-2

廃棄物処理法では「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」(第16条)とされており、不法投棄、不正処理の防止、および処理過程における事故の防止を図っています。

◎不法投棄をした人、またはしようとした人は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはその併科が科せられます。

◎「産業廃棄物」の場合、不法投棄をした人、またはしようとした人と雇用関係にある法人は3億円以下の罰金、不法投棄をした人、またはしようとした人と雇用関係にある個人は5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはその併科が科せられます。



2 車両の引渡し

指定引取場所の担当者が指定する場所に廃棄二輪車を降ろし、引渡してください。持込んだ廃棄二輪車と二輪車リサイクル管理票の内容を照合・確認します。

- ◎ガソリン・オイルの漏れがないこと、ゴミ、付属品以外のものが入っていないかを再度確認してください。

※対象外の車両および物品は、持帰りいただくことになりますので注意してください。

- ◎二輪車リサイクル管理票の3枚目(排出者記入用紙)と4枚目(廃棄二輪車取扱店控)を提出します。

※記載内容に誤りがある場合は訂正を求められます。

- ◎複数の廃棄二輪車を引渡す場合、管理票と車両数が一致していることを確認してください。



留意点

- ①収納スペース内のゴミ類、不要物は取除くこと。
- ②カギがない車両は、ハンドルロック、シートロック等を開錠しておくこと。
- ③車台番号の確認ができるよう、フレーム等の錆を落としておくこと。
- ④付属品(車載工具・取扱説明書等)以外の後付部品は外すこと。
- ⑤電動二輪車に搭載される小型二次電池(動力用充電電池)は必ず取外すこと。 P9参照

以下の作業は不要です

- ①ガソリン、オイル類、冷却水の抜取り

※ただし、オイル・ガソリン等の漏れや、タンクキャップがない場合、引火等の危険があるので、必ず抜取っていたらよう排出者にお願いしてください。

- ②鉛バッテリーの取外し

3 二輪車リサイクル管理票控の受取り



照合確認後、指定引取場所で「廃棄二輪車取扱店控」を受取ります。

- ◎指定引取場所確認サインが記入されているか確認してください。

- ◎指定引取場所受領印(日付印)を確認してください。

◎「廃棄二輪車取扱店控」は指定引取場所の受付日より、必ず5年間保管します。

! 引取った車両を、指定引取場所に運搬できなくなったら

排出者から引取り後、自店で指定引取場所へ運搬できなくなった場合、廃棄物処理法施行規則第10条の6の2等に則り、排出者への通知義務があるため、至急、コールセンターへ連絡してください。



3. 事業者の廃棄二輪車について

3-1 事業者の廃棄二輪車

事業者から排出される廃棄二輪車は、「産業廃棄物」に区分され、廃棄物処理法に則った適正な処理が求められます。

産業廃棄物に該当する廃棄二輪車

- ◎事業者から排出される廃棄二輪車は、産業廃棄物となります。
- ※「事業者」とは、個人事業者も含む事業活動を行う全ての者を指し、学校・病院等の公共機関も含まれます。
- ※「産業廃棄物」とは、廃棄物のうち事業活動に伴って発生するもので、家庭で個人発生させるごみ等(一般廃棄物)以外の廃棄物のことをいいます。
- ※販売店が排出者となって排出される廃棄二輪車も、産業廃棄物となります。

3-2 事業者収集運搬依頼管理票の運用

二輪車リサイクルシステムにおいては、排出事業者より廃棄二輪車取扱店が指定引取場所までの収集運搬を依頼された場合、二輪車リサイクル管理票に併せて、専用の『事業者収集運搬依頼管理票』(産業廃棄物管理票)の運用が必要となります。

事業者収集運搬依頼管理票(産業廃棄物管理票)の発行

- ◎事業者から排出された廃棄二輪車(産業廃棄物)を、指定引取場所まで運搬する場合、必ず『事業者収集運搬依頼管理票』を排出事業者に記入・交付していただきます。
- ※産業廃棄物管理票は、「マニフェスト」とも呼ばれます。
- ※二輪車リサイクルシステム専用の産業廃棄物管理票として、二輪車リサイクル管理票に併せて運用するもので、二輪車リサイクルシステム以外での使用はできません。(専用注文用紙にてFAXで注文します。P25参照)
- ※販売店が所有する二輪車を廃棄二輪車として、自ら指定引取場所へ持込む場合、発行の必要はありません。

事業者収集運搬依頼管理票の構成

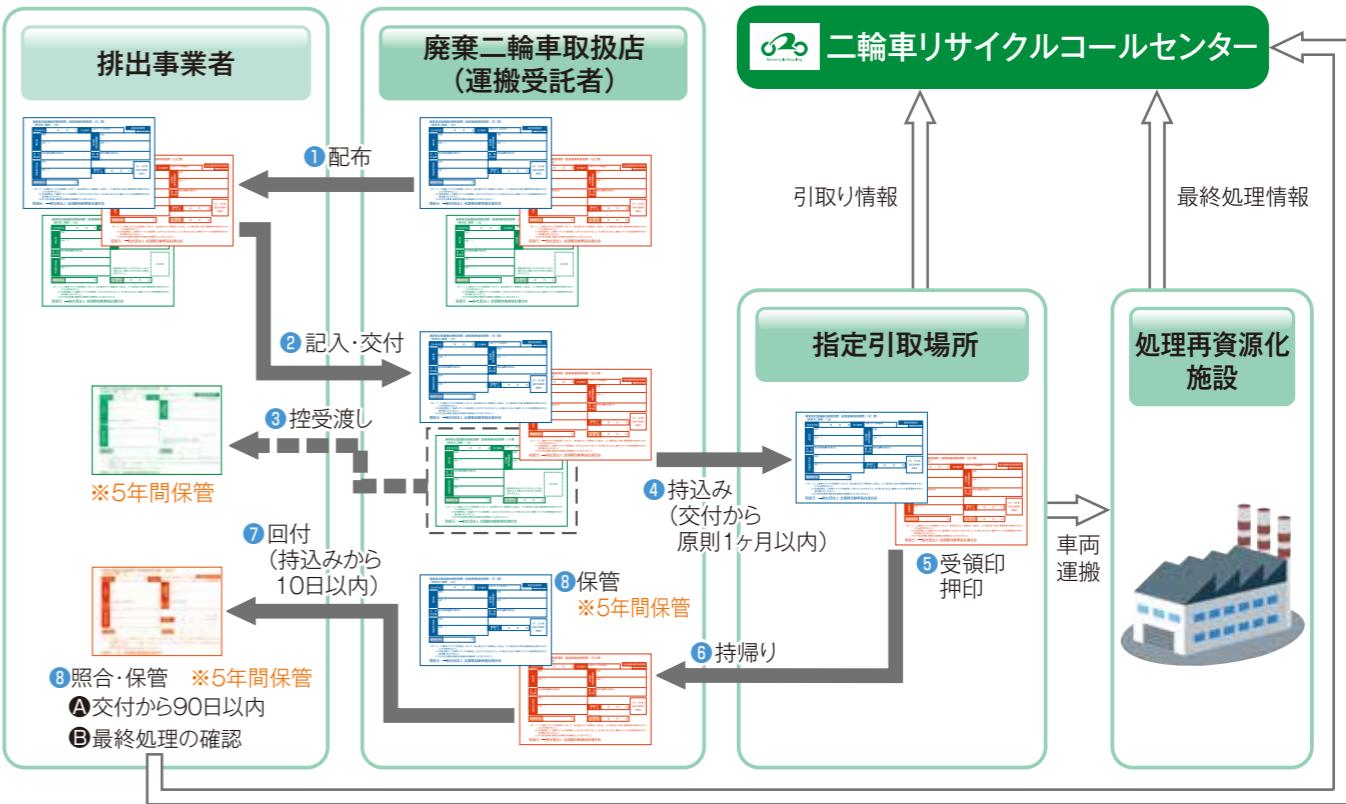
- ◎管理票は3枚複写で構成されています。
- ◎廃棄物処理法に則り、排出者は「交付」、廃棄二輪車取扱店は「回付」、双方とも「保管」が義務付けられています。

①B1票(1枚目):
販売店保管用

②B2票(2枚目):
排出事業者照合保管用

③A票(3枚目):
排出事業者保管用
③A票裏面(3枚目):
二輪車リサイクル約款
(販売店・事業者)

事業者収集運搬依頼管理票の流れ



①配布

排出事業者に、二輪車リサイクル管理票と併せて「事業者収集運搬依頼管理票」を配布し、必要事項を記入していただきます。(運搬委託料が1万円を超える場合、A票に収入印紙200円の貼付が必要です。)

②記入・交付^{注1}

排出事業者から廃棄二輪車と「事業者収集運搬依頼管理票」を受取り、運搬依頼を受けます。

③A票受渡し

排出事業者に、A票だけを切離し、受渡します。

④持込み

廃棄二輪車に「事業者収集運搬依頼管理票」のB1・B2票を添付し、指定引取場所へ持込みます。

⑤受領印

指定引取場所の受領確認を受け、B1・B2票に受領印を受けます。

⑥持帰り

受領印を受けたB1・B2票を持帰ります。

⑦回付^{注2}

廃棄二輪車の運搬を終了した日から10日以内に、排出事業者へB2票を戻します。

⑧照合・保管

廃棄二輪車取扱店は、交付から全ての業務を90日以内に終了し、B1票を5年間保管します。

注1 交付:排出事業者が管理票を起票し、発行すること。

注2 回付:廃棄二輪車取扱店が運搬終了後に、B2票を排出事業者に戻すこと。

留意点

排出事業者に対し、以下の点を説明してください。

排出事業者は、廃棄物処理法に則り、

①交付から90日以内の運搬終了を確認するとともに、A票と回付されたB2票を5年間保管する必要があります。

②廃棄二輪車の最終処理を、コールセンターにて確認する必要があります。

3-3 事業者収集運搬依頼管理票の記入と運用

1枚目(B1票)

| | | |
|---|--|-----|
| ①-1 | 事業者収集運搬依頼管理票(産業廃棄物管理票)(B1票) [使用済二輪車・1台] | ①-2 |
| ①-3 | 交付年月日 2011年〇〇月〇〇日 交付番号 1234567890123 排出事業者名 場井区新聞販売店 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 排出事業者担当者名 場井区 太郎 名称 茂都指定引取場所 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町△-△-△ 運搬委託料金 〇〇〇〇円 | ①-7 |
| ①-4 | ①-8 | |
| ①-9 | ②-2 | |
| ①-5 | ②-1 | |
| <small>(注) (1)「二輪車リサイクル管理票」において、排出者区分が「事業者」に該当し、かつ販売店に収集・運搬業務を依頼するもののみ使用すること。 (2)本管理票は「二輪車リサイクル管理票」と合わせて交付すること。その際、対となる二輪車リサイクル管理票番号を交付番号欄に記入すること。 (3)交付担当者欄、運搬担当者欄は自筆署名により記入すること。</small> <small>取扱元：一般社団法人 全国軽自動車協会連合会</small> | | |

2枚目(B2票)

| | | |
|---|--|-----|
| ①-7 | 事業者収集運搬依頼管理票(産業廃棄物管理票)(B2票) [使用済二輪車・1台] | ①-8 |
| ①-8 | 交付年月日 2011年〇〇月〇〇日 交付番号 1234567890123 排出事業者名 場井区新聞販売店 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 排出事業者担当者名 場井区 太郎 名称 茂都指定引取場所 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町△-△-△ 運搬委託料金 〇〇〇〇円 | ①-9 |
| ①-9 | ②-3 | |
| ③ | ③ | |
| <small>(注) (1)「二輪車リサイクル管理票」において、排出者区分が「事業者」に該当し、かつ販売店に収集・運搬業務を依頼するもののみ使用すること。 (2)本管理票は「二輪車リサイクル管理票」と合わせて交付すること。その際、対となる二輪車リサイクル管理票番号を交付番号欄に記入すること。 (3)交付担当者欄、運搬担当者欄は自筆署名により記入すること。</small> <small>取扱元：一般社団法人 全国軽自動車協会連合会</small> | | |

3枚目(A票)

| | | |
|---|--|---|
| ①-6 | 事業者収集運搬依頼管理票(産業廃棄物管理票)(A票) [使用済二輪車・1台] | ③ |
| ③ | 交付年月日 2011年〇〇月〇〇日 交付番号 1234567890123 排出事業者名 場井区新聞販売店 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 排出事業者担当者名 場井区 太郎 名称 茂都指定引取場所 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町△-△-△ 運搬委託料金 〇〇〇〇円 | ③ |
| ③ | ③ | |
| <small>(注) (1)「二輪車リサイクル管理票」において、排出者区分が「事業者」に該当し、かつ販売店に収集・運搬業務を依頼するもののみ使用すること。 (2)本管理票は「二輪車リサイクル管理票」と合わせて交付すること。その際、対となる二輪車リサイクル管理票番号を交付番号欄に記入すること。 (3)交付担当者欄、運搬担当者欄は自筆署名により記入すること。</small> <small>取扱元：一般社団法人 全国軽自動車協会連合会</small> | | |

■排出事業者 ■廃棄二輪車取扱店 ■指定引取場所

① 記入・交付

| | 1枚目(B1票) | 2枚目(B2票) | 3枚目(A票) |
|-------|---|----------|---------|
| 排出事業者 | ①-1 交付年月日 ①-2 交付番号 ①-3 排出者 ①-4 交付担当者 ①-5 運搬委託料金 | ①-6 収入印紙 | |

【記入内容】 ①-1 交付年月日：二輪車リサイクル管理票と同じ「受付日」を記入します。
 ⇝交付日から90日以内に排出事業者へ回付してください。

①-2 交付番号：二輪車リサイクル管理票の管理票番号を記入します。
 ⇝JARCホームページで番号が公開されます。

①-3 排出者：二輪車リサイクル管理票と同じ名称・住所を記入します。

①-4 交付担当者：排出事業者の交付担当者名を自筆で記入します。

①-5 運搬委託料金：排出事業者が別途負担する運搬料金を記入します。

①-6 収入印紙：運搬料金が10,000円以上の場合、収入印紙(200円)を貼付します。

| | 1枚目(B1票) | 2枚目(B2票) | 3枚目(A票) |
|----------|------------------------------------|----------|---------|
| 廃棄二輪車取扱店 | ①-7 販売店 ①-8 運搬担当者 ①-9 指定引取場所 | | |

【記入内容】 ①-7 販売店：廃棄二輪車取扱店の名称・住所を記入します。

①-8 運搬担当者：廃棄二輪車取扱店の運搬担当者氏名を自筆で記入します。

①-9 指定引取場所：引渡し先となる指定引取場所の名称・住所を記入します。

② 運搬終了時の記入

| 廃棄二輪車取扱店 | 1枚目(B1票) | 2枚目(B2票) | 3枚目(A票) |
|----------|-------------|----------|---------|
| | ②-1 運搬終了年月日 | | |

【記入内容】 ②-1 運搬終了年月日：指定引取場所への引渡し日を記入します。

⇨引渡し日から10日以内に排出事業者へ回付してください。

| | 1枚目(B1票) | 2枚目(B2票) | 3枚目(A票) |
|--------|---------------|---------------|---------|
| 指定引取場所 | ②-2 指定引取場所受領印 | ②-3 指定引取場所受領印 | |

【記入内容】 ②-2 指定引取場所受領印：指定引取場所にて受領印を受けます(B1票)。

②-3 指定引取場所受領印：指定引取場所にて受領印を受けます(B2票)。

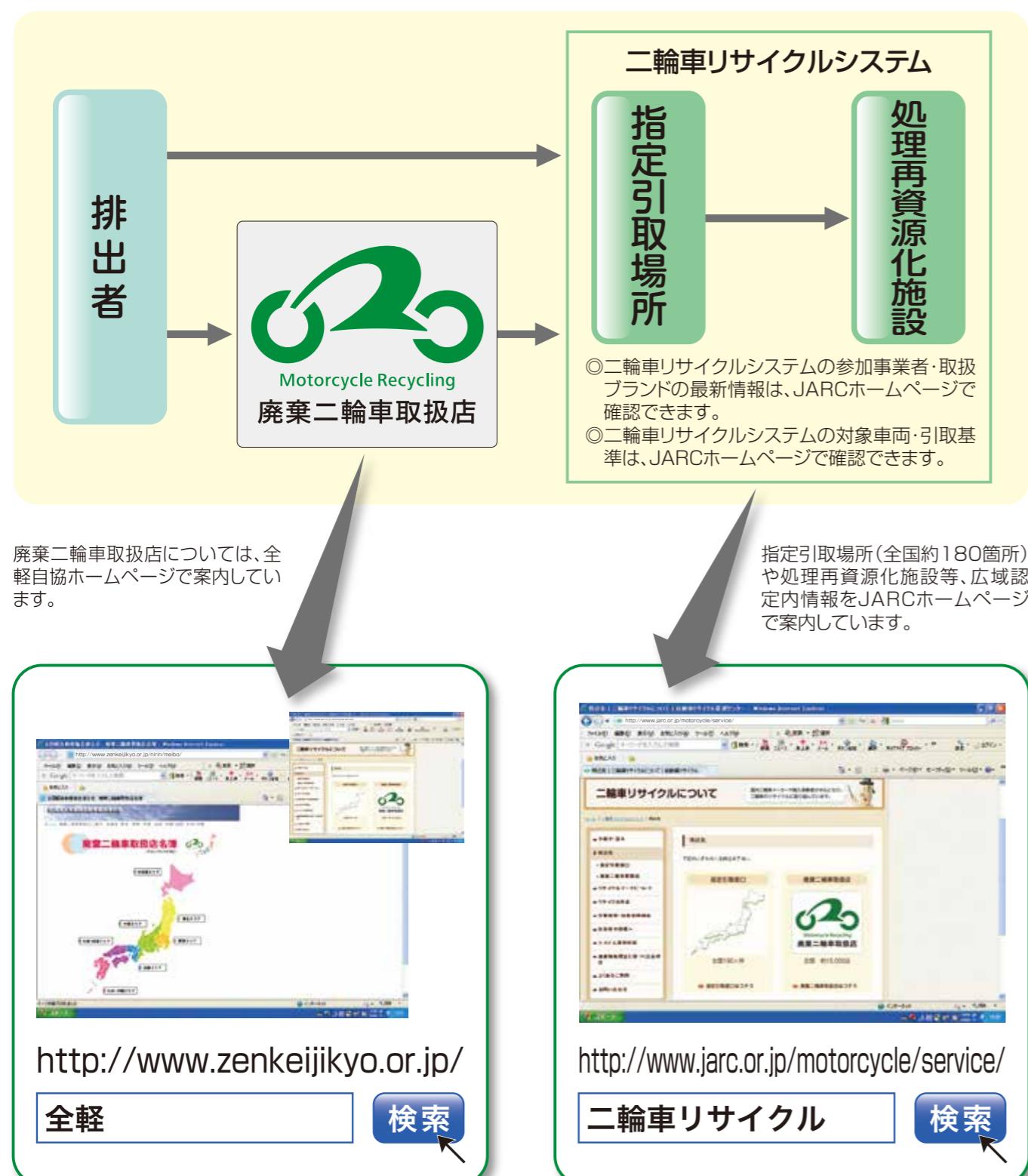
③ B2票回付照合時記入

| | 1枚目(B1票) | 2枚目(B2票) | 3枚目(A票) |
|-------|----------|------------|------------|
| 排出事業者 | | ③ B2票照合確認日 | ③ B2票照合確認日 |

【記入内容】 ③ B2票照合確認日：排出事業者は、B2票とA票の照合・確認日を記入します。



問合せ・確認先等一覧



お店の登録情報変更について

全軽自協は、以下の「廃棄二輪車取扱店運営規則」に基づき、環境省に、最新の廃棄二輪車取扱店名簿を報告しています。登録内容の変更や、廃二店の指定を辞退する場合、必ずコールセンターに連絡のうえ、「登録事項変更・登録抹消」を申請してください。所定の申請書をお届けします。

●廃棄二輪車取扱店運営規則

第6条(廃二店の新規登録・登録事項変更・登録抹消申請)

2. 廃二店の指定を受けた販売店は、登録事項に変更を生じた場合には、速やかに、所定の申請書(登録事項変更申請書:様式2)を、原則として、推薦を受けた国内卸販社又は推薦団体等へ提出し、全軽自協へ申請するものとする。但し、全軽自協が必要と認めた場合、直接全軽自協に申請することができるものとする。

3. 廃二店の指定を辞退しようとする販売店は、所定の申請書(登録抹消申請書:様式3)を、原則として、推薦を受けた国内卸販社又は推薦団体等へ提出し、全軽自協へ申請するものとする。但し、全軽自協が必要と認めた場合、直接全軽自協に申請することができるものとする。

4. 全軽自協は、廃二店の指定を辞退した販売店には、速やかに、廃二店ステッカーを取り剥がすとともに、二輪車リサイクル管理票を焼却処分するよう促すものとする。

第7条(廃二店名簿の作成・提出・管理)

全軽自協は、廃二店名簿を次のとおり、都府県地区別市町村単位の全国版と都府県地区版を作成して環境省へ報告するとともに、各軽協を通じて、都道府県知事へ当該都府県地区版一部を提出するものとする。ただし、今後の新規登録名簿については、都道府県知事への提出を省略することができるものとする。

(廃二店=廃棄二輪車取扱店)

二輪車リサイクルシステムに関するお問合せは、コールセンターへお願いします。

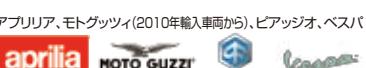
二輪車リサイクルコールセンター

TEL:050-3000-0727

受付時間: AM9:30~PM5:00(土日・祝日・年末年始等を除く)

二輪車リサイクル参加事業者一覧

2014年11月1日現在

| 事業者コード | 参加事業者 | 引取ブランド | お問合せ先 |
|--------|--------------------------|--|--|
| 100 | 本田技研工業(株) | ホンダ国内販売車両  | 0120-086-819 (お客様相談センター) http://www.honda.co.jp/motor/ |
| 110 | ヤマハ発動機(株) | ヤマハ国内販売車両  | 0120-090-819 0538-32-1166 (お客様相談室) http://www.yamaha-motor.co.jp/ |
| 120 | スズキ(株) | スズキ国内販売車両  | 0120-402-253 (お客様相談室) http://www.suzuki.co.jp/motor/ |
| 130 | 川崎重工業(株) | カワサキ国内販売車両  | 0120-400-819 078-925-2003 (お客様相談室) http://www.kawasaki-cp.khi.co.jp/index.html/ |
| 140 | (株)成川商会 | ピアジオ、ベスパ、ジレラ、デルビ、ハートフォード  | 06-6203-7605 http://www.narikawa.co.jp/ |
| 150 | (株) MV AGUSTA JAPAN | MVアグスタ、ハスクバーナ(2013年製造以前のイタリア製に限る)、カジバ  | 0538-23-0861 http://www.mv-agusta.co.jp/ |
| 160 | Piaggio Group Japan(株) | ア普リリア、モトグッソ(2010年輸入車両から)、ピアジオ、ベスパ  | 050-3786-2635 (ピアッジオコール) http://www.piaggio.co.jp/ |
| 170 | (株)福田モーター商会 | モトグッソ(2009年輸入車両まで)、ビモータ  | 03-3630-9751 (サービスフロント) http://www.motoguzzi.jp/ http://www.bimota.co.jp/ |
| 180 | (株)イーケイエー | KYMCO、ADIVA、OXYGEN  | 048-994-1881 http://www.eka.co.jp/ |
| 190 | (株)プレストコーポレーション | ヤマハ輸入車等、ピアジオ  | 03-5419-8231 http://www.presto-corp.jp/ |
| 200 | (株)ブライト | カワサキ輸入車  | 078-326-6515 http://www.bright.ne.jp/ |
| 210 | ドゥカティジャパン(株) | ドゥカティ  | 0120-030-292 (お客様相談窓口) http://www.ducati.co.jp/ |
| 220 | ビー・エム・ダブリュー(株) | BMW Motorrad  | 0120-55-3578 http://www.bmw-motorrad.jp/ |
| 230 | トライアンフ モーターサイクルズ ジャパン(株) | トライアンフ  | 03-6809-5233 (トライアンフコール) http://www.triumphmotorcycles.jp/ |
| 240 | (株)エムズ商会 | SYM  | 045-263-8166 http://www.sym-jp.com/ |
| 250 | 伊藤忠オートモービル(株) | スズキ輸入車  | 03-3497-4557 |